

産業廃棄物税は、循環型社会の実現を目指すなかで、積極的に産業活動を支援し、産業廃棄物施策の展開を図るための財源の確保を目的とすると同時に、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、減量化の誘因として機能するような仕組みとして、創設した法定外目的税です。

1 納める方は

産業廃棄物を排出して、三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場又は中間処理施設に搬入する事業者(県内・県外を問わず)

2 納める額は

下記の重量 1 トン × 1,000 円

県内の最終処分場への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量
県内の中間処理施設への搬入の場合	当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じた重量

●処理係数は

焼却施設または脱水施設	0.10
乾燥施設または中和施設	0.30
油水分離施設またはメタン発酵施設	0.20
炭化施設	0.40
上記以外の中間処理施設	1.00

3 申告と納税は

4月1日から翌年3月31日までの搬入量について、7月31日までに申告し、納めます。

●免税点は

4月1日から翌年3月31日までの間における課税標準量(課税対象となる重量の合計)が1,000 トンに満たない場合には、産業廃棄物税はかかりません。

●課税免除は

再生施設等に搬入した分の課税は免除になります。

※再生施設等とは、「中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認めた施設」、「がれき類を破碎する施設」、「木くずの破碎施設」「発酵施設(メタン発酵施設を除く)」、「メタン発酵施設であって、申出に基づき回収能力が107Nm³/トン以上であることを知事が認めた施設」のいずれかです。

●用途は

産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てます。

●施行期日は

平成 14 年 4 月 1 日から施行しています。